

埼玉大学 奨学支援担当係

始めに

奨学生に採用されても、卒業するまで奨学 金を受ける場合は、年1回、継続の意志の 確認のため、「奨学金継続願」の提出が必 要です。その後本学による適格認定が実施 され、奨学金の受給資格を審査します。



お手元に「奨学金継続願の提出手続きについて」を準備いただき読み進めてください。 該当ファイルをダウンロード頂くか、あるいは奨学支援担当窓口にて配付をしていますので受領ください。 い。学部生と大学院生、また、給付と貸与で内容が違いますので各用紙右上の表示を確認ください。





手続きの大まかな流れです。

- 1. スカラネットパーソナルの奨学金継続願提出のメニューにある貸与額通知または給付額通知の内 容を確認します。
- 2. お手元の資料にある奨学金継続願入力準備用紙(給付も同様です)の内容を全て埋めます。
- 3. 準備ができたら実際にスカラネットパーソナルでweb申請していきます。

まだ「スカラネットパーソナル」に登録していない方については、継続願の申請ができませんので、早急 に登録をしてください。継続願の申込期限ぎりぎりになりますと、アクセスが増加し、接続がうまくいか ず、登録ができないこともあるので今のうちにやっておきましょう。



貸与額通知・給付額通知の内容はしっかり確認しておいてください。

貸与の方で、人的保証の選択者は連帯保証人や保証人にも、未成年者は親権者にも、年末に寄生する機会があれば、通知を見せて確認してもらうようにしてください。



では、実際に、奨学金継続願の申請手順を説明します。

スカラネットパーソナルは登録済みの前提でお話ししていきます。

登録がまだの方は前ページに戻って登録を完了してください。

新規登録時に決めたユーザIDとパスワードを用いて、「スカラネットパーソナル」へログインします。



ログイン後、「奨学金継続願」のトップページに移動しましょう。 このページにて「奨学生番号」をクリックすると「継続願」の提出が開始されます。

ここで、みなさんの中には、第一種奨学金と第二種奨学金の2つの奨学金を併用貸与している方がい ると思います。その方々は、それぞれの奨学生番号で提出を行います。また、給付奨学金も同様となり ます。「1つの奨学生番号で提出をしたからおしまい」とは考えないようにしてください。継続願の提出を していない奨学金は、廃止になってしまうので注意しましょう。



- CHECK -

貸与額、給付額が「O円」となっていても「奨学金継続願」の提出は必要です。



ここから先は、各設問の注意点をお話ししていきます。

選択を間違えてしまうと、翌年度貸与したくても貸与できなくなってしまうなど、不利益なことが起こるので、

特に注意してください。

まず、翌年度も奨学金を借りたいかどうかの意思確認についてです。

当然、奨学金を希望しないと、翌年度貸与をすることができません。

そのため、継続希望者は必ず「奨学金の継続を希望します」を選択してください。

もし間違えると、翌年度に奨学金貸与を受けることができなくなります。

給付奨学金も同様になります。単純な設問ですが慎重に進めてください。

なお、「来年度は奨学金は必要ない」という学生がいましたら、「継続を希望しません」を選択するように してください。4月以降の奨学金は辞退となります。しかし、もう借りなくてもいいやと安易に「継続を希 望しません」を選択する人がいます。後日やっぱり生活が厳しいので再び申込みをしたいとしても、基 本は4~5月にしか申込みができないですし、家庭の経済状況や成績によっては同じ種別での採用が 適わないかもしれません。卒業・修了時まで逆に困るような事態にならないよう保護者の方とも相談し て決めるようにしてください。



最初に貸与奨学金についての説明です。

前頁に引き続き、貸与奨学金の返還の義務と、学業不振の場合の処置について理解しているかを確認されます。

日本学生支援機構は、条件さえ満たせば奨学金を希望する学生には貸してくれます。 しかし、返還の義務を自覚していない学生に、日本学生支援機構は奨学金を貸してはくれません。 同様に、勉強をしていない学生に対しても、日本学生支援機構は奨学金を貸してはくれません。 それを踏まえた上で、引き続き貸与を希望する場合は、返還の義務については、「返還の義務を自覚 している」を、学業不振の場合の処置については、「学業不振の場合の処置について理解している」を 必ず選択してください。

どちらについても、例年間違える学生がいます。特に返還の義務については大変重要です。



続いて、給付奨学金についての説明です。

給付奨学金の場合、学業不振等による交付の打ち切りのため返還の必要が発生する場合があります。また、廃止や停止の処置についての理解を確認されます。

この項目は貸与と同様になります、引き続き貸与を希望する場合は、給付奨学金の返還については、 「交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している」を、廃止や停止 の処置については、「廃止や停止の処置について理解している」を必ず選択してください。



この項目は、学部生のみ関係します。

学部生のみなさんは、保護者の収入を入力する必要があります。

その際、証明書類等は提出不要ですが、所得の種類別に指示されている書類に記載されている金額を必ず保護者に聞いて入力してください。

例えば、保護者が会社員で給与所得者の場合は源泉徴収票等で確認が可能です。

もし、源泉徴収票がまだ発行されていない場合は、昨年1月から12月の給与支払額の合計額を入力 してください。

収支の入力	
<form><form><form></form></form></form>	

ここでは、学生さん自身の収入と支出を入力してもらうのですが、この「収入の合計額」と「支出の合計 額」の差が、学部生で36万円以上、院生で45万円以上あると、「そんなに蓄えがあるのなら、たくさん の奨学金を借りる必要がない」ということで、貸与月額の減額指導の対象になります。減額指導の対象 となると、特別な事情が無い限り面談の上貸与月額が減額されます。

※この部分は毎年間違える方が多いです。収入・支出それぞれの注意事項をよく読んでから入力してください。





継続願の入力が最後まで終わると、受付番号が出力されます。 この受付番号は、必ずメモなどをとって保管してください。 何かあった時の問い合わせの際、必要になってきます。



受付番号のメモを取ることで、継続願の提出は完了となりますが、最後に、もう一度「継続願」のトップ ページを見てみてください。

すでに提出を終えている場合は、「提出済」と表示され、提出ができないようになります。 この確認は、忘れずにするようにしてください。



ここで少しだけ「返還の義務と責任」の重要性についてお話しします。

日本学生支援機構の奨学金は、みなさんが返還したお金が後輩の奨学金の財源となります。 そのため、返還が滞ると、年5%の延滞金がつき、個人情報信用機関へ登録され、最後には法的措置 がとられてしまいます。他人事だと思っているかもしれませんが、実際、埼玉大学出身で奨学金を延滞 している方もいます。

まだ、返還は先の事ですが、今のうちから返還の義務があると自覚を持ち、奨学金を借りましょう。



「継続願」の提出期限は、令和4年1月31日 月曜日です。

なお、12月29日から1月3日は提出できませんので、注意しましょう。

以下注意点のまとめです。

上の図にあるように、継続を希望しない場合、返還の義務を自覚していない場合、給付奨学金の返還 が必要になる場合がある事や、学力不振時の処理、給付奨学金の廃止・停止を理解していな場合は 翌年度の奨学金がストップしてしまいます。

なお、申請をしていたとしても成績状況等の状況によっては貸与・給付がストップする場合もありますの で、予め理解しておいてください。

さらに、収支の差が、学部生36万円以上、院生45万円以上あった場合、減額指導の対象となり原則 翌年度の貸与月額は減額されます。

また、併用貸与者は、それぞれの奨学生番号で提出しなくてはいけないことや、受付番号のメモ、提出 したかどうかを最後に確認することも忘れずにしましょう。

継続願の提出は、一度きりしか入力することができません。

そのため、準備を怠らずに早め早めに動いて、確実に、間違えないように提出を行いましょう。

この他なにかご不明な点等ありましたら

下記までご照会ください。

埼玉大学 奨学支援担当係

月曜日から金曜日 10:00~12:15 13:15~16:00

048-858-3033